恩恵に浴する社会と技術から疎外された社会の間の溝を埋めること）はWSISの主要目標の１つであったこと。

k)　世界電気通信開発会議（WTDC-06）により採択されたドーハ行動計画が、「ICTは政治的、経済的、社会的及び文化的発展のために必須である。それはグローバル情報社会の原動力であり、我々の生活を変革し、人々の間のより良い理解を促進している。また、ICTは貧困撲滅、雇用創出、環境保護及び自然災害その他の災害の予防及び緩和に重要な役割を果たしている」ことを認めたこと。

l)　世界電気通信開発会議（WTDC-10）により採択されたハイデラバード宣言が、「しかしながら情報格差は残っており、しかも国相互又は国内の都市部及び農村部におけるブロードバンド通信及び通信基盤の格差ゆえに悪化している。適切なる技術を用いた農村部及び遠隔地における電気通信又はICT基盤の迅速な開発は多くの国にとって喫緊の優先課題である。多くの主管庁にとってのもう１つの大きな懸念は、農村地域の電気通信又はICTの開発を支援する基盤の欠如であり、そのために適切かつ実現可能な解決方法を見出す必要がある。強力な国内の基盤で支えられたブロードバンド通信とその利用は、ネットワーク化された経済と情報社会を構築するために、全ての市民が広く利用できるような必要不可欠なサービスであることがますます認識されている」ことを定めていること。

m)　憲章第44条が、「無線業務に周波数帯域を用いる場合、無線周波数と付随する静止衛星軌道を含む軌道は有限な自然資源であり、途上国の特別な需要と特定国の地理的状況を考慮しつつ、国又は国のグループがこれらの軌道と周波数に公平に接続できるよう、それらは無線通信規則に準拠し、合理的・効率的かつ経済的に用いられなければならないことを構成国は留意すべきこと」を規定していること。

n)　全権委員会議決議第71（2010年グアダラハラ、改）の規定により、ITUは2012-2015の戦略計画を採択し、そこには、ITU-Rの戦略的目標の１つとして、「無線周波数スペクトルと衛星軌道資源の合理的、公平、効率的かつ経済的な利用を担保する方法と手段を追求し、将来に向けての拡大と新技術の発展との柔軟性を促進すること」が含まれていること。

o)　世界的な景気停滞の中、多くのミレニアム開発目標（MDG）の達成は、特に最貧国で、依然として課題として残っていること。

p)　ブロードバンド委員会が、その最終報告（「2010リーダーの責務：ブロードバンドの上に築かれる未来」）で、「インターネットと他の情報通信技術（ICT）は全人類の便益のために用いられなければならない」こと、また、「ブロードバンドが我々の共有する知識経済・社会の核心に横たわるデジタル発明と革新を支える基盤であり、また、デジタル及び他の投資の基礎となる」ことを認めていること。

q)　2010年12月20日の国連総会決議 A/65/65/141が、「近年、インターネット通信の着実な増加を含め、情報通信技術での通信は増加しつつあるものの、情報格差を縮小し、新技術とりわけ情報通信技術の恩恵を皆が享受できるようにする必要性が残っている」こと、また、「情報通信技術は、不十分な資源や通信基盤などのように、新しい可能性と課題を生み、開発途上国がこれら新技術を取り入れる際に直面する障壁に緊急に取り組む必要がある」ことを認めていること。

以下を更に考慮し、

情報通信業務への持続可能で手頃な価格での利用を可能とするために、衛星通信を利用することに関して開発途上国を支援する必要性

以下を認め、

a)　国際衛星通信分野への競争の導入は、先進国、開発途上国双方において、災害救助や電子政府などの不可欠公共業務を含め、多様かつ革新的な国際通信業務を用いる可能性を増大したこと。

b)　開発途上国における、移動及び固定ブロードバンド通信を用いる可能性の増大、また、それらの革新的かつ経済的に有益な使途

c)　政府、国際及び地域政府間機関は、自らの衛星システムをITUに登録し運用することにより、衛星業務の技術革新、手頃な価格及びより広い可用性を促進していること。

d)　重要な通信アプリケーションを支える手段として、ブロードバンド技術は、全ての人が分け隔てなく利用可能なものでなければならないこと。

e)　ブロードバンド衛星技術は、電気通信業務の提供を通じて、情報格差（ブロードバンド利用の格差）の縮小に寄与していること、また、ブロードバンド衛星業務の拡大はe-ヘルス、e-ラーニング、電子政府、遠隔業務並びに家庭及びコミュニティのインターネット通信など、各国のICT政策目標の迅速かつ効率的な達成のために用いることができるe-アプリケーションを通じて開発途上国に成長をもたらしていること。

f)　軌道資源と付随する周波数スペクトルの有効利用は、世界的な有効範囲を確保するとともに、国々を直接、瞬時かつ確実に手頃な値段で結び付けるのに役立つこと。

以下を再認識し、

a)　ミレニアム開発目標（MDG）の達成において、衛星による国際公衆通信業務が果たした重要な役割

b)　無線周波数スペクトルと衛星軌道資源の管理におけるITUの役割

c)　自国及び他国の周波数割当に関する全主管庁の国際的権利と義務

d)　無線通信規則で定められた衛星に関わるITUの調整と通告手続は、衛星通信網の国際的認知と保護のために用いられること。

以下に留意し、

a)　情報通信基盤と技術開発に関する電気通信開発局（BDT）の計画１は、開発途上国における周波数管理並びに衛星によるものを含む過疎地、国内及び国際ブロードバンド通信網の効率的・経済的な開発を支援すること。

b)　周波数管理とブロードバンド通信技術並びに農村部・遠隔地及び災害管理のための電気通信／ICTの分野において開発途上国を支援するための資料の準備に関わるITU-D研究委員会の活動

以下を決議し、

1　ITU-RはITU-Dと協力し、求められた場合は、ITU-R勧告と報告に規定された衛星技術とアプリケーションに関する情報並びに無線通信規則の衛星管理手続に関する開発途上国の衛星通信網とサービス開発に資するような情報を提供すること。

2　衛星技術を用いた公衆国際通信業務の可用性を高めるため、追加の規制手続を導入する必要があるか否かをITU-Rが研究すること。